

Title	「七三一」部隊の研究における中国研究者の動向について： 最近の中国に現れた研究の成果に寄せて
Sub Title	關於中国学者研究 "七三一部隊" 的最近成果
Author	田中, 明 江田, いづみ
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1989
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.3 (1989. 10) ,p.619(207)- 628(216)
JaLC DOI	10.14991/001.19891001-0207
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19891001-0207">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19891001-0207</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



## 「七三一」部隊の研究における 中国研究者の動向について

——最近の中国に現れた研究の成果に寄せて——

田 中 明  
江 田 いづみ

### 目 次

- [I] 問題の提示と論点の整理
- [II]—(1) 七三一部隊の中心的拠点における隊内の活動について
- [II]—(2) 中心的拠点の中国人社会に対する影響に関する問題
- [II]—(3) 七三一部隊の拠点撤退後に生じた細菌汚染が東北住民に与えた後遺症の諸事例
- [III]—(4) 「防疫給水部」の細菌戦活動が中国各地の軍民に及した伝染病害に関する論究
- [IV] 研究の動向と今後の課題

### [I] 問題の提示と論点の整理

一九八五年三月後半に太平洋戦争史研究会が、中国を訪問した際に生じた二重の成果は、予知された結果と予期せざる成果を合わせもつものであった。第一に前者についていえば、七三一

部隊の研究における中国研究者の作業はいまだ端緒的な段階にあるとみた訪中前の推測にくるいなく、それゆえ、日本側の研究者が把握しうる必ずしも多くない資料さえも、八五年の段階においては中国側の研究にとっての啓発と助成の糧となりうることを双方が確認し合うことになったが、第二に後者についていえば、訪中は会員の予想と期待を越える範囲の課題を残した。もしくは、日中両国の研究者間の関心領域と問題意識のズレとミゾの深さに関わる問題とその解決の方途の探求という今後の課題が生じたと思われる。

課題の提示は、訪中の事実上の第一日にはじまり最終日の予定外の会合におよんだ。初日の19日に、われわれは午前(2)に万峰氏と会談し午後(3)は金源氏と会合をもったが、両氏の話題が期せずして七三一部隊の本拠撤退時に生みだした汚

注(1) 研究会の訪中団は、慶應義塾の学究有志が、中国研究所と朝日新聞社の有志による協力をえて団員を構成し、帰国後は上記の訪中団を基盤に、「大学」と「日本」の二つの枠を乗り越える方途を志向するものとなった。「太平洋戦争史」の概念はたとえば「十五年戦争史」の概念にくらべて、曖昧ではあるが含みが大きい利点もあるので敢えて用いた。

(2) 中国社会科学院教授・中国日本史学会会長、同氏の新著『日本ファシズムの興亡』(六興出版、1989年)は最近の中国における日本ファシズム研究の動向の指標となろう。

(3) かつての撫順戦犯管理所所長としての金源氏は八五年に、七三一関係の日本人戦犯として「榊原」の存在を想起し確認された。そのさい、金源氏は七三一関係の戦犯調書類を管理所が作成したことも確認されたが現時の所在は不明であると述懐されていた。ちなみに、89年4月、榊原秀夫供述書と田村良雄供述書が、滝谷二郎『殺戮工廠・731部隊』(新森書房)により編集・紹介された。撫順の資料と看做された供述書の原資料の所在と出所は不明である。

染の問題——故意か過失か、それはそれで究明の課題となりうるが——抗日戦後の少なくとも二三年間に恐るべき惨害を東北各地にもたらした細菌汚染の問題にふれたとき、あきらかに日本側の研究者にとっては従来の研究の盲点に属する新しい領域に関わる重要な課題が現れた。そのうち、21日より24日まで、哈爾濱市ならびに平房地区における調査の過程で、上述の細菌による汚染ないし公害は、東北住民の生活と生産に相当長期の僻みを残した事実が判明することになるが、細菌汚染の問題はまさに細菌兵器が実戦において使用される場合にこそ、中国の軍民とりわけて民衆に対して惨害を与えた事実を印象づけたのは、3月27日、北京における中国の軍医学の専門家の報告の内容であった。すなわち、中国軍事医学科学院・微生物流行病研究所、高樹徳教授の報告<sup>(4)</sup>に照せば中国研究者の関心は総じて、人体実験の事実糾明にあるよりも細菌戦争の実態解明にあるごとく、如上の問題意識が東北の細菌汚染の問題についての関心につらなる、という意識の構成にこそ、日本側の研究者が看過してはならない視角の相違が見出されるのである。しかし、日本の研究者にとっては未紹介の業績とみられる、中国研究者の八五年以後に著した七三一部隊に関する研究諸成果も視野に含めて筆者は論点の整理を試みる。ち

なみに論点は以下の四項に集約されうる。

- (1) 七三一部隊の中心的拠点における隊内の活動について。
- (2) 中心的拠点の中国人社会に対する影響に関する問題。
- (3) 七三一部隊の拠点撤退後に生じた細菌汚染が東北住民に与えた後遺症の諸事例。
- (4) 「防疫給水部」の細菌戦活動が中国各地の軍民に及した伝染病害に関する論究。

## 〔Ⅱ〕—(1) 七三一部隊の中心的拠点における隊内の活動について

A 旧日本陸軍の細菌戦部隊に関する秘密の保持が戦中と戦後を通じて厳守された結果として、部隊内部の実態把握は僅かな日本語文の文献資料を除くと日本人の元隊員の証言に基く事例が多く、きわめて著名な事例としては一九四九年末のハバロフスクの軍事法廷における公判記録をみるが、中国の国内においても同種の裁判がなされた所産として「七三一」の元隊員たちの証言が中文により記録された。

黒龍江省林口の七三一部隊・一六二支隊の隊長榊原秀夫<sup>(5)</sup>は、日本帝国敗退後に撫順戦犯管理所に収容されていた『隊員』であったが、一九五六年の4月～5月に瀋陽北大營の軍事法廷に

注(4) 1985年3月27日の高樹徳教授報告は、日本帝国主義の細菌兵器使用の「報況」について下記のごとく、

- (i) 1940年10月、浙江省寧波。
- (ii) 1940年10月～11月、浙江省内二件。
- (iii) 1941年11月、湖南省常德。
- (iv) 1942年8月、浙江——江西戦線。

について例証したその報告を次のように結んでいる。

「1940年～1944年の5ケ年間、日本帝国主義は中国において知られうる限り5回の細菌戦を行っている。地域は黒龍江、浙江、江西、湖南の四省に及び、ベストに感染したノミヤネズミを散布している。汚染された地帯は12の県や市にわたっている。伝染病の流行は1945年まで続いた。資料によると発病者は1,740人、死亡者は1,593人で、病死率は91.55%、ある地域では100%となっている。(1944年までの統計)

この他、日本侵略軍は華北の抗日根拠地でも細菌兵器を使用したことがある。1941年4月、河曲県刑鎮でベスト菌が発見された。それ以外に山西、河北、山東、河南の省境地帯でも細菌兵器が使用された。8年間の抗日戦争期に不完全な統計ではあるが解放区の1,200万の人民が発病したといわれている。……」(括弧内邦語訳文責江田)

現れて戦犯裁判を受けた。榊原とほか3名の『隊員』の連名による「罪悪史」<sup>(6)</sup>は元隊員の回想という形式による内部からの告発である。彼等の証言のなかでも特別に留意すべきは、がらんとい五常県の背陰河にあった部隊の前身の移転の原因に関連のある記述である。たとえば、捕虜として部隊に投獄された中国の「抗日救国の勇士数名」が、一九三四年に暴雨に乘じ看守を倒し揚靖宇將軍のもとに辿り着いている、という事実の記録がある。隊内機密の部外露呈をおそれた隊長の石井はこれより移転を決意、失火と称し自ら施設に火を放ち、哈尔滨市の陸軍病院の南へと部隊の本拠を移した、というのである。この証言は平房に移転する以前の部隊の足跡を示唆すると同時にまた、実験の材料として部隊に拘留された捕虜たちが脱走を果した例証として特筆に値する。

B 一九八五年の韓曉氏論文は、榊原を含めて5名に達する「七三一」の元隊員の証言をあらたに紹介しているが、上記一九八五年論文が中央檔案館所蔵資料を使用したという努力については、森村誠一氏の仮説をその七三一研究の前提におき、中国独自の資料に基く森村仮説の検証を欠く八三年段階の初歩的研究に比すれば驚くべき進歩として評価しうる。5名の証言は主として部隊の実験に関わるが——とりわけて

二三の実例をあげると——、(i)一 a、第四部助手の上田弥太郎は、各種の実験に臨んで細菌の注射を受けた「丸太」・「木材」(実験の材料として使用された捕虜)<sup>(9)</sup>を観察しながら記録をつけた。一九四二年の2月に5人の三十歳前後の生体を対象になされた実験の場合にあっても、「鼠疫」菌の注射後、上田は彼等の容態を観察し、「細菌試験観測記録表」諸項目に即して、体温、白血球、赤血球、血色素、血沈、血圧等を調べた。さらに「丸太」が死亡すると、警備隊に連絡して解剖室へ移送した全遺体を焼却炉で処理し以上の記録を上部に提出することを任務としていた。(i)一 b、第四部の高等官、山内豊紀は「霍乱」<sup>(7)</sup>予防のワクチンの使用実験の事例を次のような証言に留めている。一九四〇年5月、20～30歳の青年20名を3組に配分し、第一の8名に、超音波製造法による「菌苗」<sup>(8)</sup>を投与したが、第二の8名は、陸軍軍医学校の製法により製造された「菌苗」を投与、残りの4名は「菌苗」を与えず、20日後に20名の全員に致死量の二倍に相当する病菌を牛乳に混入し投与した。実験の結果は、ワクチンを投与されなかった4名全員が3日以内に死亡しているのに、陸軍軍医学校製法の「菌苗」を与えられた8名は大半が感染し3名は重症を呈したうえ、そのうちの1名は死亡しているが、超音波の製造法による「菌苗」

注(5) 徐文方「侵華日軍第七三一部隊・林口支隊」(中国人民政治協商會議黑龍江省委員會『黒龍江文史資料』第22輯, 1986年)によると、七三一部隊・一六二支隊(林口支隊)の雇用者・張清林が、1956年4～6月、瀋陽北大營における日本人戦犯のための法廷に招かれて証人として立ち、榊原秀夫氏は一六二支隊の隊長であることを証言したというが、裁判の実況は「正義的審判」(正義的裁判)という表題をもつ映画に撮られたと伝えられる。

(6) 榊原秀夫・田村良雄・秦正氏・荻原英夫「“満洲第七三一部隊” 罪悪史」(中国人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會『文史資料選輯』第91輯, 1983年)。中国語訳は愛新覚羅・溥傑による労作である。

(7) 韓曉「日軍七三一部隊法西斯暴行輯録」(『黒龍江文史資料』第19輯, 1985年)は五常県の背陰河に細菌工場が哈尔滨市の南崗宣化街に細菌研究所が存在していたとの見解をとっている。

(8) 韓曉前掲論文。榊原と田村・上田の場合、滝谷氏前掲書が紹介した供述は韓曉論文引用の資料と符合する。とはいえ、田村と上田に比すれば重要な証人と思われる、山内豊紀の証言が韓曉論文に出現し滝谷氏の前掲書には全く現れず、それゆえ、滝谷氏編纂の資料は韓曉氏使用の資料の一部であるとも出所が異なる別の資料であるとも速断はしがたいものである。

(9) 生体実験の材料とされた捕虜は中国語文によれば、「マルタ」の音訳の「馬路大」(mǎ lù dà)と意訳の「木材」「原木」「木頭」(材木の意)等の表記がなされているが、台湾の研究書では説明付きで「丸太」と表記される場合もある。

を投与された、8名は1名が軽症の頭痛をおこした以外には全く何らの症状もみられず、この種の「菌苗」の効果に関して確信をえた石井はその大量の製造にふみきったという。(iii) c, 室内における実験のほか、部隊は常設の実験場を数ヶ所に設営し臨設のそれをも併せ用いた<sup>(10)</sup>ごとく、ふたたび上田の証言によれば、一九四一年九月、石井は20名の隊員を動員し、陶頼昭で炭疽菌の細菌爆弾の投下訓練をしたといわれる。実験は平房から連行した30名の生体を円形に並べた杭に縛り付けて、空中から爆弾を投下して細菌の散布状況や「丸太」の感染状況を調査し、また山内の証言では、細菌爆弾なるものが空中投下にかぎらず、地中埋設のそれを遠隔操作により爆破せしめる事例もあり、さらには榊原の伝聞によると、松花江の無人島に数十名の被験者を拘置して耐熱性の炭疽菌を装填した弾丸を追撃砲で哈尔滨の付近から打ち込んだ、という砲撃の事例もある。「丸太」使用の実験以外に、第四部が「鼠疫」菌を混ぜた注射液を診療部に委ねて予防接種の名目で中国住民に注射せしめ2名を死亡させた、という田村の証言からは、七三一部隊の隊内の作業も、細菌戦部隊の中心的拠点がおかれた『地域』の住民にとっては、彼等の生活のみならず生命に危険をもたらす、破壊的な活動と無関係な事件ではないことを推し測ることができる。

## 〔II〕—(2) 中心的拠点の中国人社会に対する影響に関する問題

われわれが七三一部隊を平房の中国人社会の視点よりみると、それは、進駐時に数ヶ村の農

民の家と土地を奪い、大量の労働力を強制的に徴用し、さらに、地域社会を伝染病害の恐怖にさらした元凶でもあった。それゆえ筆者は本節において、中国側の研究の見地よりみた部隊の存在の諸影響について、わけても七三一部隊の拠点とされた地域の中国人社会に対する諸種の影響に関して少しく論ずる。

韓曉氏論文は七三一部隊が、平房への移転を決定して以来、一九三六年～一九三八年に周辺部落に対し強制退去を命じ、接收した農地、約700垧<sup>(11)</sup>（1垧≒1ha）、撤去した家屋、1,700棟余——600家族の住居は奪われたも同じことで、接收の代価は、1垧あたりの地価、400元以上に対して僅かに120元給付、藁葺屋根の家屋一軒あたりが300元に価するところを新しいものでも僅か60元しか与えず、新居購入をなしえぬものは穴居生活におよんだという。また七三一部隊が中国各地方から、強制的に連行したまたは詐欺的に就労せしめた中国人の雇用者は10,000人に近く、徴用中の死亡者も3,000名に達し、実験の材料として殺害された虜囚が3,000人を数える点に照せば、部隊により抹殺された中国人の雇用者は「丸太」の死者に相当するという意味においても無視されえない存在といえよう。<sup>(12)</sup>韓・尹連名論文は平房の周辺で徴用されながら死亡しなかった者約1,000名中170余名に取材し執筆されたといわれる。それによると、七三一部隊の労働者雇用は、三六年をその開始期として、『満洲帝国』政府機関を通じて行われ、労働者の大多数は、哈尔滨、佳木斯、牡丹江、錦州、海城、興城、など東北の各地から、しかしながら、遠来のものは河北や山東で徴用せられて、はじめは平房の部隊の施設の建設のために、の

注(10) 常設の安達、城子溝、<sup>オフハムス</sup>佳木斯、陶頼昭のごとき実験場のほか、臨設のそれも併用せられた（本文参照）。

(11) 韓曉・鄭得里「日本関東軍平房細菌工場紀実」（『黒龍江文史資料』第9輯，1983年）。ところが、森村誠一『悪魔の飽食』第三部（角川書店，1985年）111頁で韓曉氏は、「1,638戸の住民に期限を切って強制立退きを命じ……一戸あたり平均20m<sup>2</sup>，合計32,760m<sup>2</sup>，建物面積プラス耕作地を含めて、610垧……が強制徴用」された」と述べ低位の数値を示している。

(12) 韓曉・尹慶芳「侵華日軍第七三一部隊里的劳工」（『黒龍江文史資料』第22輯，1986年）。

(13) 韓・尹前掲論文，1986年。

中には、七三一部隊の中心的施設、口号棟の外部における重労働に使役せられた。もとより、平房の周辺でも徴用が強制され、付近の村落ごとに負担が割当てられ、大きな村より、「勞工」80名と「馬車」10台が、「特別軍事地域」以外の村落と小村からは「勞工」40名と「馬車」5台が供出された。満18～60歳の男子の住民にはこの労役が強要されたが、期間は1人当たり年間に4ヶ月で（遠隔地の労働者の雇用期間は半年、1年、数年と多種多様）、一戸内に3名をこえる男子の労働力があれば1名は常勤しなければならず、労役負担が農民の日常の生産活動を阻害し貧窮を深めたことは論をまたない。雇用者数は平房進駐の時点において400名～500名と推定されるが、細菌兵器製造などの活動規模拡大につれ四五年の7月期に約3,000名を擁したと伝えられ、雇用者の管理のため設立された労務班は、班長以下の要員が日本の退役軍人で関東軍の憲兵隊の流れに属する公安面の構成員ともみられる。労務班の監視下で中国人の雇用者は、奴隸的な労働をしいられ生活条件も劣悪酷薄であったが、日本人が少しでも反抗的と認めれば、すさまじい体罰や拷問をくわえて死亡せしめる虐待もあとを断つことなく続いたという。雇用者を蚤繁殖や採血のため利用したり、甚しきに至っては「木材」に転化し実験の材料とすることもあり

えたのである。<sup>(16)</sup>

## 〔Ⅱ〕—(3) 七三一部隊の拠点撤退後に生じた細菌汚染が東北住民に与えた後遺症の諸事例

一九四五年8月、ソビエト参戦の直後から七三一部隊は平房の中心的施設を破壊し撤退を準備した。そのさい中国人の雇用者によれば、「動物舎を焼きにゆくと鼠の檻や蚤の繁殖室の扉があげられ<sup>(17)</sup>ていたといわれる。「部隊の逃亡時に一部の鼠疫菌をもった鼠を放している」という榊原の証言<sup>(18)</sup>もあり、隊員が故意に細菌の放出を企てたことも疑われえない。榊原らの証言では、このために部隊の拠点でたちまち「鼠疫」が発生し、1週間に146名<sup>(19)</sup>も死亡するという結果になったが、韓氏の記述は、平房一帯の「鼠疫」流行が部隊逃亡の翌四六年の秋期に頂点に至ることを伝えている。七三一部隊の常設実験場・安達の場合は、同部隊が撤退時に施設のみは焼却したが、鼻疽、炭疽、牛瘟に感染した馬28頭と牛50頭を放置して、付近の農民がこれを耕作に使用したさい健康な家畜にまで病害は拡散された。また吉林省科右前旗公安局資料では、一九四五年8月、日本軍が王爺廟から逃亡する直前、同軍支配下の興安医学院が小麦粉

注(14) 1938年6月30日、関東軍司令部通謀第1539号「平房付近特別軍事地域設定の件」により設定された地域の謂。同地域内は二層以上の建物の建設および上空の飛行が禁止された聖域で、該地域面積は七三一部隊の立地の実際の大きさを示しうる数値の根拠とされてよからう。しかるに韓・鄒「日本関東軍平房細菌工場紀実」ではその範囲「方円32.24 km<sup>2</sup>」、韓曉「日本帝国主義侵華罪証——哈尔滨市平房日本細菌工場遺址簡介」（『北方文物』1985.11.20）によれば「周囲80 km<sup>2</sup>」とされる。森村氏の前掲書における韓氏の解説によると、哈尔滨市地方史学会の実測による部隊の趾地の面積として、「32.24 km<sup>2</sup>」。「21の村落をかかえ込んでいた」敷地の面積として「80 km<sup>2</sup>」という数値が提起される。韓曉前掲85年論文の解釈によれば38年6月30日設定の「地域」としては「80 km<sup>2</sup>」が採られたと考えられる。

(15) 韓・尹前掲論文、1986年。しかしながら、七三一部隊が労役を課した雇用労働者の年齢に関して、韓・鄒「日本関東軍平房細菌工場紀実」は17～50歳と記し、森村著『悪魔の飽食』第三部の韓氏の所見は18～55歳という説をとる。注(11)と注(14)の場合にも同氏の数値は一定せず、算定の根拠について実証的にも理論的にも再考が必要であろう。

(16) 韓曉前掲論文、1985年。および、韓・尹前掲論文、1986年。

(17) 韓曉前掲論文、1985年。

(18) 榊原・田村ほか前掲論文、1983年。

(19) 韓曉前掲論文、1985年。

や米に「鼠疫」菌を撒き住民を罹患させたために病害は翌年にもおよんだ。そのほか部隊の支隊があった林口付近、七星泡村、古城鎮一帯においてひとしく伝染病流行がみられたという<sup>(20)</sup>。中国軍事科学院の外国軍事研究部は、日本降伏後の東北の各地の伝染病流行も、日本の細菌戦部隊の犯罪的活動と関係があるとみている。たとえば、一九四五年8月、長春市内および二道河子、宋家窪子の伝染病害による多数家族の一家全滅、さらには、一九四五年～一九四六年、洮南、洮安、鎮賚、開通の4県の事例、「鼠疫」の患者は4,300人に達し、そのうちの死者1,400人余とされるが、哈爾濱市付近平房の場合にも500名～600名が死亡した。一九四六年、吉林省永吉県岔路河においては「霍乱」の死者が一日で30名にのぼった。一九四七年、齊齊哈爾、肇東、肇源、洮安、大賚、安広、鎮賚、泰来、開通、瞻榆、洮南等々……各地の「霍乱」は患者9,000人余、死者7,500人余におよんだといわれる<sup>(21)</sup>。

### 〔Ⅲ〕—(4) 「防疫給水部」の細菌戦活動が中国各地の軍民に及した伝染病害に関する論究

七三一部隊の中国各地方における生物兵器の実戦使用について中国側の文献は次のような諸事例を例証に供している。

1940年、寧波中心の浙江地区

1941年、湖南省常德

1942年、四川、浙江、江西地区

1942年、吉林省農安

上記の細菌戦争の被害状況の記録は、各地方政治協商会議文史資料研究委員会の『文史資

料』に見出される場合があり、以下に紹介するのは『寧波文史資料』と『湖南文史資料』所収の文書であるが、いずれも病害発生時に防疫に関与していた医療関係者の筆になる貴重な記録と思われる。

寧波の資料は、<sup>(22)</sup>「日本の中国侵略戦争中の罪行——寧波の鼠疫の発生と経過」という表題をもつ回想、と そのほかに、「抗日戦争の時期の寧波鼠疫の記実」という論文を収録するが、前者の回想は、「鼠疫」発生時に組織された防治委員会の医師である、孫金鈺および工務処の処長の倪維熊を共同の執筆者として戦後の時代に公表された報告<sup>(23)</sup>である。それによると、一九四〇年10月27日、朝6時～7時頃、日本軍機が飛来して麦や粟を市街地域に散布した。3日のちに大人1名小児2名が死亡したが1週間で103名が相次いで死亡した。原因をめぐる寧波の学会の論争のすえに調査の結果は「鼠疫」と判明し、病害に汚染された街区を封鎖し患者を隔離したが、封鎖の1ヶ月後に汚染地区の家屋が約200棟も焼かれたと伝えられる。このときの寧波の「鼠疫」については、国際連盟の防疫機構が中欧人の専門家を派遣して国民党政府の衛生部代表と調査した。彼等は「鼠疫」の発生の原因を敢えて問わず、①他処から伝染した。②日本軍の飛行機が投下した麦や粟に混入した蚤等による病災である、という両径路の可能性のみを指摘し結論を下すことを避けていた。国民党政府の側からは日本敗戦後に至るまで、寧波の「鼠疫」に関する何らの公式の発表もなされてはいないが、現地の医療関係者の専門的推論の帰結は、①過去に「鼠疫」が発生した浙江省の南部の慶安は寧波から遠距離で往来もまた困難であり、②寧波では「鼠疫」の発生の前例なく、

注(20) 同前。

(21) 中国軍事科学院外国軍事研究部『日本侵略軍在中国的暴行』(解放軍出版社、1986年)。

(22) 中国人民政治協商会議寧波市委員会文史資料研究委員会『寧波文史資料』第2輯、1984年。

(23) 孫金鈺・倪維熊「日本侵華戦争中の罪行——寧波鼠疫の発生和経過」、1963年。

(24) 日付について27日説と22日説の二説をみるが、王祖同「抗日戦争時期寧波鼠疫紀実」(前掲『寧波文史資料』所収)によれば27日ではなく22日ということになる。

③日本軍の飛行機が麦や粟を散布した場所・時間は発病の場所・時間と完全に一致する。とくに、麦や粟が多量に投下されている地域においては死者が最も多く、さらに、寧波にはいない小型の赤い蚤が発見されている事実。以上の三つの理由に基いて疫病の原因を日本軍の細菌戦によるものとみていた。ちなみに、後者の論文、「抗日戦争の時期の寧波鼠疫の記実」は、当時の新聞や政府の公報を通じて詳しく、発生から「鼠疫」との認定の経過、市民への予防の勧告など一連の事件についての概況の把握を可能ならしめる。そのうえ、この論文の文面には、一九四〇年十一月五日、『時事公報』紙上の防疫特集記事、ならびに、各地区別の1戸毎、家族数、

患者数、死亡者数の諸集計、防疫のため焼却された、家屋についても地番と商店名または居住者の氏名などが列挙されている、具体的な事実を伝える基礎的な資料が現れる。しかるに、上記の『公報』を始めとし上海の『申報』に至るまで、寧波の「鼠疫」を報じながらもその発生の原因を糾したものはなく、以下に論ずる湖南の場合は日本軍の細菌戦に「鼠疫」の原因を求める反面、国民党系の新聞に疫病関係の記事を掲載することさえも忌避されたのである。湖南の資料は、湖南省の常德における「鼠疫」の発生と中国側の対応について寧波「鼠疫」と対照可能な当事者による回想録である。執筆者の鄧一韋は、湖南省の衛生処の主任技師で省防疫隊

注 (25) 『時事公報』1940年11月5日、11月7日、12月2日など数件の記事の引用に依拠して論文が構成されている。

(26) 同上11月5日付『時事公報』の防疫特集の見出し項目とその要旨を例示すると――

- a. 「巨禍 全市民と共にペストの撲滅に立ちあがろう」
- b. 「ペスト防治措置」(県衛生院による防疫作業の経過報告)
- c. 「靈橋鎮公所緊急通告」(汚染地区からの転入に注意、県衛生院の防疫活動に協力を要請)
- d. 「ネズミ買上げ通知」(鄞県衛生院がネズミー匹を一角で買上げる通知)
- e. 「天然舞台、……中南劇院、關江劇院連合通告」(鼠疫予防のために上演中止)

(27) 中国の新聞が、寧波の「鼠疫」を、日本軍の細菌戦に帰因せしめた事例はハバロフスク裁判の以後のもので、1950年2月14日、新華社の杭州電の記事がおそらくは初発のものである。(『東北日報』には2月16日、『人民日報』には2月21日にその記事が掲載された。) 同記事は寧波「鼠疫」の患者のうちの数少くなった生存者の一人・銭貴法の証言を下のごとく伝えている。「1940年10月22日、単翼の日本軍機が一機東北方から低空飛行してきて、開明街、東後街の一带で多量の小麦、粉、粟やビラ等をまいた。ビラには日・独・伊の国旗と“中日親善”を象徴すべく固く結ばれた2本の手が描いてあり、『日本人は衣食が豊かなので余った食料で重慶の飢饉を救済する……』と書いてあった。そして30日になって隣家の豆腐店の夫婦が病死、次の日私も発病した。」またこの記事のなかで当時の寧波市の医師である丁立成の証言として、「1941年、日本軍が寧波を占領した後、その軍医機構はきわめて大きく、また毎日必ず私の病院へ人を寄り伝染病患者が発生していないか調べた……日本は寧波占領後に効果を得られるようその前年にあらかじめペスト菌散布の実験をおこなっていたのだらう。」という経緯が指摘された。まさにこれは実戦段階の生体実験といえようか。

(28) 1941年に湖南省の常德に生じた「鼠疫」に関して、流行の最中といってもよい時期に英文の重要な報告がなされていた。すなわち、Joseph Needham, “Report on Plague in Changteh, Hunan” (Dec. 12 th 1941) であるが、患者の例症を含めた詳しい報告の作成のために情報を提供したのは、『湖南文史資料』に防疫隊の責任者として名が知られる陳文貴(ニーダム・レポートによれば Chen Wen Kwei とされる)にはかならぬ。1936年に彼は国際連盟の要請を受けてインドでペストの研究に当たった細菌学者で、1941年当時は貴州省貴陽の紅十字会救護総隊部に属して国民党の軍政部の戦時衛生人員訓練所を助けた。1950年2月12日の『東北日報』紙上の手記によれば陳氏は常德における活動を回顧し次のごとく述べていた。「一般にペストの蔓延は食料輸送ルートに沿って生ずることが多い。常德は米の産地であり、日本軍がここから広くペストを流行させようとしたことは戦慄すべき事実である。」(草光俊雄氏の好意的仲介により本会はかの有名なニーダム・レポートの原文の寄贈を受ける僥倖と光栄に浴した。ジョセフ・ニーダム博士に対して特に深謝の意を表する。)



の特派員として常德入りした。ちなみに鄧氏の記述によれば、一九四一年十一月四日朝6時、日本軍機が低空飛行により米、麦、豆、綿、布、薬などを投下したが空襲警報の解除以後に回収すると200～250kgの多きに達した。日本軍の行動についてすでに中国側が警戒していたものか、投下物の一部を検査用に病院へ送った他は全てを焼き、病菌投下の疑いも濃厚と認め翌日に至り早くも省衛生処あてに調査が依頼された。現地の対応の早さに拘らず、11月11日、省医療防疫隊が遅れて常德に着いた理由は、国民党政府が「国際的信用」に関ると称して事件を不問に付そうとした試みにあった。防疫隊を派遣する経費も中央と省と県の行政の各段階で支出を拒否され出発それじたいが遅延したのである。その間に死んだ鼠が常德の街路に現れ、13日に12歳の女兒が死亡し、相次ぐ死者の遺体の処理は医療隊の監視下で火葬にするのが鉄則とされたが、火葬を拒んで密かに土葬を選んだ場合は改めて焼却に付すべく墓が掘り返された。11月17日、中央の政府はようやく調査隊を常德入りせしめて、遺体解剖の結果と日本軍の投下物の検査結果を照合し、日本軍の飛行機が散布した細菌を常德の「鼠疫」の病源と断定した。この間に政府の姿勢に大なる変化は見出されがたいのであって新聞に「鼠疫」の記事が掲載されることはなかった。四一年11月に病災が発生してから四二年3月に流行が下向するまで約3ヶ月の死亡者数は600人に達したということである。

中国軍事科学院の外国軍事研究部は、きわめ

て著名な寧波と常德の事例のほか、細菌戦の被害に関する諸地域の報告を集めて、一九八六年に詳しく包括的概観を試みた。<sup>(31)</sup>それによると、四二年7月、七三一部隊は南京「榮」部隊と共同で重慶—浙贛鉄道の沿線地帯の金華、龍游、衢県、玉山、浦江一帯に対する細菌戦争を行って、同年8月31日以後、またも衢県・金華などの地方に出動し、義烏県の崇山村の場合は全村・380戸中の30戸が絶滅し「鼠疫」の死者は320余名におよんだという。そのほか、四二年に吉林省の農安県で「鼠疫」菌を帯びた蚤を田畑・水源に留らず人の居住区に散布後、村落を封鎖して焼却した結果は4,000～5,000人の死を招くに至った虐殺の実例と、あわせて、東北の各地、遼陽、本溪、新民、哈爾濱、岔路河、泰来、白城子、洮南、東豊、双城、撫順等もまた細菌が散布された地であることが報ぜられている。このほかにも、辺区の事例、すなわち、解放区の軍民が受けた細菌戦の被害に関する、若干の例証については同部も指摘しているが、ひとまず、節を改めて筆者は上述の領域の考究を別に試みる。

#### 〔IV〕 研究の動向と今後の課題

一九五〇年代初頭に中華人民共和国の七三一部隊研究は早くも初発の段階を迎えた。すなわち、四九年12月、ハバロフスク極東軍事裁判の法廷が七三一部隊関係の日本人戦犯12名を審問し、五〇年2月、審判経過がソビエトの外交通

注(29) 中国人民政治協商会議湖南省委員会文史資料研究委員会『湖南文史資料』第18輯、1984年。ちなみに同書の付記によれば、同委員会が65年以後に41年当時の防疫治療の関係者や細菌投下の目撃者に再度取材し、元常德広徳病院医師譚学華の協力を受けて鄧氏の記録に補正を加えた事実があるものと理解してよからう。

(30) 鄧一題「日寇在常德進行鼠疫細菌戦経過」、1965年。(前掲『湖南文史資料』所収)。

(31) 中国軍事科学院外国軍事研究部前掲書、1986年。

(32) 1949年12月25日～29日、ハバロフスクの極東軍事裁判が糾明した日本軍の細菌戦の実態には当時の中国の新聞も大なる関心を寄せた。1949年12月28日～1950年1月8日、『人民日報』が連日裁判の進行状況を詳しく紹介し関連記事は16点を数えた。2月5日、ソビエト政府の照会(「關於設國際特別軍事法庭審判裕仁等日本細菌戦犯」)の公表に相次ぐ各地の反響、関連記事や社説などは月末までに大小35点の多きに達した。『東北日報』は新華社電の他にも独自の取材を加えて裁判期間中に20点および同年2月末までに42点におよぶ記事を掲載している。

達により公表された結果、日本軍の細菌戦に関する中国の報道や論文も数多く現れた。中国軍事科学院の外国軍事研究部は、同時期に出版された中文の参考書として儲華および草原などの著作や資料をあげている。そのうち、一九六一年、秋山浩『特殊部隊七三一』中文版の出版を次発の段階の起点に、一九六二年には榊原ほか3名の「“満洲第七三一部隊”罪惡史」<sup>(35)</sup>の成稿とその翻訳があり、前掲『寧波文史資料』・『湖南文史資料』所収、孫金鈺・倪維熊(1963年)および鄧一韙(1965年)などの回想録が現れる点を併せ看れば、六〇年代前半期にすでに七三一問題研究のために必要な学術上の一般的な前提は具備されたものと看做すべきである。しかして、文革期の前後に生じた学術上の空白を越えて、ふたたび、日本帝国主義の戦争犯罪問題が七三一という特殊化された形態において浮上するのは、一九八二年～一九八三年、日本の歴史教科書記述の国際政治問題化の最中に、森村誠一『悪魔の飽食』中国語版が上梓されたのちの時代のことである。同上書の中文版は八三年の『悪魔的盛宴』<sup>(36)</sup>と八四年の『悪鬼の楽園』第三部という二種類があり、いずれも、中国の知識層に日本の細菌戦についての関心を付与したのみか、七三一部隊に関する歴史的研究に対して大なる刺激と意欲を与えた事実をこれを否定しえない。それゆえ、中国の七三一研究論文の殆んど全てが八三年以後段階に執筆されるとみて、この時期から中国の七三一研究は前史的段階を脱して新しい展開の局面に入ると論ずる意見もまた可能である。とはいえ、上述の推論が

森村氏の著作の中文訳の影響を過大に評価し、中国研究者に与えた森村仮説の呪縛の影響に関する過小評価を齎すことも否みえない。たとえば、七三一研究の中心はかつての部隊所在地と相敬うところの黒龍江省の哈爾濱市、とりわけ、同市地方史研究会の七三一部隊研究班、ならびに、哈爾濱市の南郊平房に残存する部隊の施設を改修した「侵華日軍第七三一部隊罪狀陳列館」(黒龍江省所管の文物保護単位)、ないしは同陳列館長の韓曉氏個人であるが、往時部隊に徴用され強制労働に従事した、雇用者の個別的な追想に依拠して七三一の歴史像を韓氏が構成する、手法そのものと証言に対して同氏の与えた枠組はいずれも森村氏による大胆きわまる仮説づくりの影響下にある。韓曉氏論文がようやく八五年段階におよんで、中央檔案館所蔵資料と各地方公安関係資料(各省公安廳資料・各市公安局資料……)に主たる典拠を求め<sup>(38)</sup>る研究、したがって実証的研究の基底的局面よりみれば、八三年段階の外発的研究の範域から出立して七三一研究の内生的発展を志向しうる境地にまで進みえたことは認むべきである。もとより、事実上現今の中国においては七三一研究の拠点をなすのが、黒龍江省ないしは哈爾濱市における地方史の研究会とその七三一の研究班であり、あるいは、平房区の韓曉氏が、余人の比肩しえない口述資料と文献資料の量的な集積のゆえに、八五年段階以後の中国七三一研究の中心に位置づけられる現状の意味するものは、全国的視野を伴わぬ地方史研究の内なる呪縛が超克されえない状況の投影なのである。しかして、韓曉氏

注(33) 重要と思われる資料と著作の一部を掲げると――

『前日本陸軍軍人因準備和使用細菌武器被控案審判材料』、外国文書齋出版局、1950年中文版。

『正義的審訊・蘇聯審訊日本細菌戦犯案經過』、新華書店、1950年中文版。

儲華編『日寇的滔天罪行 惨無人道的細菌戦争』、大東書局、1951年。

草原『日寇細菌戦暴行』、上海通聯書店、1951年。

(34) 秋山 浩『731部隊』、群衆出版社、1961年中文版。

(35) 榊原・田村ほか前掲論文。

(36) 森村誠一『悪魔的盛宴』、福建人民出版社、1983年中文版。

(37) 森村誠一『悪鬼の楽園』第三部、黒龍江人民出版社、1984年中文版。

(38) 韓曉前掲論文、1985年。

の諸論稿は、「侵華日軍」が細菌戦争を重ねた江南の論述に乏しく、細菌兵器の実戦使用<sup>(39)</sup>に関して重要な例証を供する「辺区」の場合は、「鼠疫」の患者を“1,200”万人と記述しながらも数値の出所については、著書を掲げて著者を示さず<sup>(40)</sup>典拠の不透明な曖昧性が読者に与える難題を顧みぬ作風を示してなお余りがある。いかにも、同氏の専門的な地方史の研究は、七三一部隊の中心的拠点とされた『地域』において実験のために殺害せられた「木頭」、約3,000人、部隊内へ強制的に連行され労役中に死亡した雇用者の約3,000人を合算して犠牲者を数千人と推計した。数千人の犠牲者は、平和愛好的といわれる日本国人民にとっても戦慄すべき数字である、とはいえ、一千二百万の鼠疫患者数が、抗日戦争期の被侵略国民にとっても軽視されえない数値でないとは断じ難いのである。かくして、向後の課題は、中国側の研究者が与える曖昧な

数値や資料の根拠を徒らに論難することでもなく無視することでもない。忘却することは恐らく未来の責務に対する裏切りであろう。未来の歴史につらなる今後の課題をなすのは、日中両国の研究者間の交流を持續して対話を創出する民衆次元の協働作業が、資料的典拠や統計的数値の曖昧さをより確実なそれと代位せしめる過程において、諸国民に共通な歴史の再構築を志向するという努力なのである。

付記——本文は田中が、脚註内の邦訳文は、江田が文責を負うべきものと定めてはいるが、実質的に全論稿が、江田と田中の共同討論・共同執筆の所産と看做されることを強く望むものである。

田中 明（経済学部教授）

江田 いづみ（関西大学講師）

注(39) 1950年2月11日の『東北日報』は晋綏辺区（山西・綏遠—「辺区」は当時の解放区・抗日の根拠地の名称）の河曲、保徳、興県、嵐県に、また晋冀魯豫辺区（山西・河北・山東・河南）では、新郷、滑県、浚県などの地域にペスト菌、チフス菌が散布されて、新郷においてはチフス菌の投下装置も発見されている、との記事を掲載した。2月10日の『人民日報』は、「二野後勤工作人員（第二野戦軍兵站部要員）指控日寇散播病菌 毒害華北各地人民」と題して以下の証言を伝える。「1942年、日寇が晋綏辺区を『掃蕩』したのち、現地の衛生機関は河曲、保徳一帯でペスト患者を発見、数十名もが死亡した。現地の軍政衛生機関が人民を隔離し、交通を遮断して蔓延をおさえた。この地方ではそれ以前にペストが流行したことはない。解放軍衛生機関は新郷で敵がチフス菌を散布するのに使用した装置を発見したが、その時点で現地の人民のチフスによる死亡者は数十人に及んでいた。このほか日寇は井戸や食物の中にも毒を入れた。」

(40) 韓曉氏が著者名を落して示した著書の表題は『日寇侵華暴行録』で、郭士杰『日軍侵華暴行録』（1951年）の誤記であるとも想定されうるが、軍事医学科学院の高樹徳教授報告も、解放区の8年間にわたるペストの患者数について、1,200万と全く同一の数値を提示された点を考慮に入れると、韓氏引用の著書の推計は高氏提出の数字の根拠と関係があるとの推論もなりたつ。韓氏に由来する錯綜した関連を解明して問題の数値の根拠へと遡及する作業は将来の研究の課題に帰属する。